

経営者のための法律相談Q&A その29
身近な刑法 く刑事事件を身近にしないためにく

1 身近な刑法 出題編

次のうち犯罪が成立するものはどれでしょう。

① 知人に長いこと自転車を貸していた。催促しても一向に返してくれない。ふと知人宅を見ると貸した自転車が家の前に止めてあったので、返してもらおうついでに乗って帰った。

② 公衆トイレ（税金により運営）に入ると、たくさんのトイレレットペーパーが置いてあった。「ご自由にお使いください」と書いてあったので、節約のためにトイレレットペーパーを1個もらって帰って家で使った。

③ 経理担当が昔に、不正を働いて捕まったのを知った。このまま経理として働かせてはならぬと義憤に駆られ、会議の場で、不正を働いて捕まったという真実を指摘した。

2 身近な刑法 解答編

解答編です。正解は全て犯罪が成立すると考えられます。成立する犯罪としては①窃盗②窃盗③名誉毀損です。窃盗は十年以下の懲役又は

五十万円以下の罰金、名誉毀損は三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処せられます。では、なぜ犯罪になるのか、解説です。

① 自分のもので窃盗罪

自分のものを取り返したただけなのに、そう思われる方もいるかと思いません。しかし、刑法では、人の占有、つまり事実上の保持状態を保護しており、たとえ所有権があったとしても、勝手に持って行く行為は違法だと考えています。そのため、自分のものでも、他人が保持している物を勝手に持って行けば窃盗なのです。なお、物を持って行くときに脅迫又は暴行を用いると恐喝罪が成立します。

② 「ご自由」の限界

ご自由に使って良いなら、どこで使っても一緒じゃないのだろうかとお思いの方はいませんか。この事案で問題となるのは、「窃盗」とは何かです。「窃盗」とは占有者（この場合はトイレの管理者）の意に反

して財物を持って行くことです。備え付けのトイレレットペーパーはトイレ利用者が使うためのものですから、「ご自由」とはいつても、トイレ内での使用に限り「ご自由」なのだと考えられます。そのためそれ以外の場所に持ち出した使用は占有者の意に反した持ち去り、つまり窃盗と考えられます。

③ 真実は時に人を傷つける

本当のことを言ったのに、名誉毀損なのか。名誉毀損なので、名誉毀損罪の要件は「事実を摘示」することです。事実とは真実か虚偽かを問いません。この点、義憤に駆られてみんなのためにやったのだから良いのではないか、との意見はないでしょうか。実は刑法には「公共の利害に関する特例」があり、公共の利害に関する事実を専ら公益目的のために指摘した場合は罰しないのです。しかし、会社内部の利害は、なかなか公共の利害と一致しないですから、特例は適用されないと考えられます。

3 身近な刑法を身近にしない

みなさん正解できましたでしょうか。なぜ犯罪となるか、まで合っている方は少数ではないでしょうか。

刑法犯罪は案外身近なところでも成立します。しかし、犯罪が成立するか否かは、意外に難しい法律論を経なければ決まりません。また、本稿の事案についても、事実が少し違えばまた違った結論になることもあります。

そうだとすると、安易に「これくらいは大丈夫」「これならば大丈夫」と考えるのは危険です。刑法を身近な問題にしないためには、慎重になること、が何より肝心です。不安なときは、ご自分で判断せず、弁護士などの専門家にお尋ねください。（本稿担当 大橋真人）



弁護士法人あすか 東広島事務所
〒739-0015

東広島市西条栄町10番27号

栄町ビル5階

☎493-7100 FAX 493-7101

弁護士 福田浩 今田健太郎 東広島担当 上根裕章

谷脇裕子 東広島担当 中岡正薫 大橋真人